

「冤罪と誤判」 前坂俊之著 田畑書店 (1982年5月刊)

(このドキュメントは 1982年5月に「田畑書店」から出版したものです。

裁判員制度が2009年5月から始まりますが、約30年前の「日本の刑事裁判の現状はどうであったのか」、「なぜ、死刑冤罪事件が多発していたのか」を当時、新聞記者として、警察、検察、裁判所を回りながら、具体的な冤罪のケースにふれながら、その問題点を考えたものです。

内容的には確かに古くなってはいますが、現在も冤罪を再生産していく構造は余り変わっていません。その点で、旧版のままで、裁判員になった皆さんの参考になればと公開いたしました。差別用語、その他で不穏当な部分もありますが、原文のままで掲載しています。)

《目次》

序 冤罪はなぜなくなるのか … 1

一	再審請求の門	… 5
二	別件逮捕の恐ろしさ	… 19
三	警察の科学捜査	… 31
1	コンピュータ捜査	… 31
2	警察犬の嗅覚	… 39
3	ポリグラフ検査の科学性	… 44
四	拷問と自白	… 50
1	拷問はなくなったか	… 50
2	なぜ自白するのか	… 57
五	代用監獄（留置場）	… 73
六	検挙率の神話	… 85
七	偽証罪の実態	… 98
八	検察の証拠隠し	…112
九	公安医学の犯罪	…126
十	裁判官の世界	…138
十一	司法研修所	…151
十二	最高裁判所	…164
十三	陪審制に光りを	…177

<序>

目下、免田事件、財田川事件、松山事件と三件の死刑確定囚の再審裁判が進んでいる。無実の人が三十年近くも絞首台につながれ、毎日、死刑執行の恐怖に震えてきたという事態を、私たちはどう考えればよいのか。

冤罪や誤判の原因はどこにあり、どうすればなくすことができるのか。冤罪や誤判がけっして例外的な出来事ではなく、われわれ自身にも起こりうる問題としてそれをつきつめ、考えていかなければならない。そのために、この本がすこしでも役立てばと思う。

「構造汚職」という言葉がある。ロッキード事件などに象徴される疑獄事件は、その背景に、政界、官界、財界が一体となった根の深い構造的な癒着があり、そこから汚職は必然的に再生産されるというのである。

この言葉は、冤罪の原因を考える場合にもそっくりあてはまる。冤罪、誤判は、裁判における偶然の産物でもなければ、不注意によるものでもない。「自白中心」の戦前の刑事訴訟法が戦後改正になった頃の混乱期の産物であり、今では大幅に減っているという説も誤りである。

冤罪は現在も再生産されているし、われわれが見開する以上に、もっと広範囲に存在する。冤罪の原因は警察の人権無視の捜査だけによるものではないし、裁判官が「疑わしきは罰せず」を守らぬ態度にのみ帰せられるものでもない。警察、検察、裁判の刑事裁判の全過程を貫く構造のなかに、冤罪を生み、誤判をチェックできず、再生産していく病根が抜き難くひそんでいる。まさしく「構造冤罪」なのである。

本書では、この「構造冤罪」を形成している病根にさまざまな角度から光りを当て、その原因を総合的に浮き彫りにしようと努力した。

「裁判官は天皇陛下のようえらいお方と信じとった。」—これは、仁保事件の岡部被告の言葉である。他の冤罪事件の被告も岡部さんと同じように裁判の実態について何も知らなかったし、われわれだって刑事訴訟法の何たるかを知っている人はごく少ないであろう。

そうした何も知らない一般の市民が、いつの間にか冤罪に巻き込まれ、いったんそうなると、無実を晴らすことがどんなにむつかしいか。正義と公正を旨とするはずの裁判や法がどんなに人々の日常の生活感覚とは迂遠なところで専門家たちによって運用され、罪のない人が死刑にまで追い込まれているか。

私は新聞記者となって十三年目である。これまでの何年間か、地方の警察や裁判所を担当して警察や裁判の実態の一部にふれてきた。仕事をしはじめたころは、ごく当たり前のこととして、警察や裁判を信頼していた。冤罪と開けば、

戦前ならばともかく、いまの警察が拷問などするだろうか、被告が罪をのがれようとウソを言っているのだろうと疑ってかかったほどだ。そんな私は、ある体験から、脳天を殴られたようなショックを受けた。恐ろしい冤罪事件がわれわれに容易に見えない形で存在することを全身で知ったのである。一九七二年（昭和 47）、私は広島県呉市で、八海事件の真犯人・吉岡晃に会ったのだった。吉岡は無期懲役で二十年間服役し、一九七一年九月に広島刑務所を仮出所、呉市内の鉄工所で働きながら第二の人生を踏み出していた。当時、呉支局にいた私は、弁護士で紹介で吉岡と知り合ったのである。

八海事件は一九五三年（昭 28）一月、山口県熊毛郡八梅村で老夫婦が強殺された事件で、吉岡とその友人の阿藤周平氏ら計五人が起訴された。吉岡は犯行を自供、単独犯、多数犯と目まぐるしく供述を変えたが、阿藤氏ら四人は、法廷で犯行を否認、一貫して無実を訴えた。

「吉岡の単独犯行か、五人共犯か」をめぐって、計七回の裁判が繰り返され、三度目の最高裁で、やっと阿藤氏ら四人の無罪が一九六八年（昭 43）十月に確定した。この間、阿藤氏は死刑―無罪―死刑―無罪と、生と死の間をピンポン玉のようにほんろうされた。結局、吉岡は警察で拷問を受け、「単独でやったといえば死刑になるぞ」と脅され、死刑への恐怖から、阿藤氏らを巻き込んだのである。

吉岡は警察や検察に協力しながら、法廷でも必死になってウソの供述をつづけた。だがついに耐えられなくなり、三度目の最高裁の前に、吉岡は刑務所から、「阿藤らは事件にはまったく関係なく、強殺は自分の単独犯行だ」という十数通の手紙を最高検や弁護士あてに出しまくり、これが最高裁で証拠調べを受けて無罪の判決に到る引き金になった。

阿藤氏らは冤罪の犠牲者だが、吉岡は、ある時は被害者となり、ある時は死刑を逃れるために友人を事件に巻き込み、検察側と協力するなど、デッチあげのカラクリのすべてを体験した稀有の人間であった。私は吉岡と親しくなり、よく私の下宿に泊まりにくる吉岡と寝食をともにしながら、彼が胆のう炎により四十九歳で亡くなるまでの五年間、八海事件の冤罪の全構造ともいべきものを取材してきた。こうした体験から、冤罪の被告たちの言語に絶する苦しみ、冤罪の恐ろしさ、悲劇が身にしみた。

夏休みや休日を利用して、私は個人的に、加藤事件の加藤新一翁、徳島ラジオ商殺し事件の富士茂子さん、財田川事件の谷口繁義さんの家族らに会って、取材をつづけてきた。こうした冤罪への旅を通して、「なぜ罪もない人が死刑になるか」という問題をさまざまな角度から考えてきた。この本は、まだまだ不十分なレポートだが、この問いにたいする私自身のささやかな回答である。

この本ができるまでたくさんの方のご指導・援助、協力を得た。なかでも故

正木ひろし弁護士、原田香留夫弁護士、森川方達氏、千代丸健二氏、板垣英伍氏、沢田猛氏、田畑書店の石田明氏に感謝とお礼を述べたい。

一九八二年四月

1 再審請求の門

「巖窟王」というと、世界文学史上に有名な、アレクサンドル・デュマの『モンテ・クリスト伯』を思い起こす人が多いだろう。無実の罪を着せられて十四年もの間、岩牢に閉じ込められていたエドモン・ダンテスが、苦心のすえ脱獄して、自分をおとし入れた者たちに戦いをいどみ、不屈の勇気と意志で復讐し、モンテ・クリスト伯になるという、波乱万丈の物語である。一九〇一年（明34）に黒岩涙香が『巖窟王』として翻訳(案)して以来、たくさんの人に愛読されてきた。

だが、これはもちろんフィクションである。この「モンテ・クリスト伯」に匹敵し、あるいは凌駕するのが、日本の「巖窟王」といわれた吉田石松翁の再審請求のたたかいだった。

吉田事件は冤罪の悲劇をあますところなく示している。吉田翁の執念の戦いは、世界の裁判史上にも例がない。冤罪について、裁判や再審について考える上で、これほど貴重なケースはない。

事件は一九一三年（大2）八月十三日夜に起きた。繭の売上金をふところに空車を引いて家路を急いでいた愛知県愛知郡長久手村、戸田亀太郎が同郡千種町の電車通りで殺され、一円二〇銭在中の財布を強奪された。犯人として、同町字古井坂下大西仲蔵方、ガラス職工の海田庄太郎（当時二十二歳）、北河芳平（当時二十六歳）が検挙され、二人の供述によって、吉田が主犯に祭り上げられたのである。

海田はひどいどもりで、北河は知能程度が低かった。警察は、二人の仕業ではなく、しっかりした主犯がいて、二人に命令してやらしたのではないかと見込んで、激しく責め立てた。海田は口から出まかせに「大阪からきた石ヤンがやった」と石松の名前をあげ、警察の調べに迎合したのである。

吉田石松はこの時三十四歳。大阪からきてガラス工場に数日前に雇われたばかりであった。尺八が大好きで、暇があると、その独特のもの哀しい音色を奏でていた。

石松は事件二日後の十五日に逮捕された。戦前の警察の調べは自白中心で、犯行を否認でもすればすさまじい拷問が加えられた。

吉田翁はその時の拷問を、手記でこう書いている。「手を組合わせて、雑布二枚を合わせて手に巻きつけ、よもぎ色の絹の縄で締め、刑事が足をかけて、それをまた締める。そして、小一時間おいて後に縄をほぐすと、雑布に手の肉や皮がついて、手の骨が見えるくらいでありました。」

こういうひどい拷問で責め立てられたが、石松は頑として犯行を否認しつづ

けた。貧しいガラス職工に過ぎない石松だが、自らの潔白は決して曲げなかった。その後、半世紀にわたる翁の再審請求の執念と正義感は、この時に拷問に屈しなかった決意と誇りそのままの延長であった。

しかし結局は、石松はいわれなき強盗殺人の主犯に仕立て上げられた。肌身離さなかった尺八で戸田亀太郎を殴り殺したというのである。

警察では犯人に仕立て上げられたが、裁判官を神様のように信頼していた石松は、裁判所では自分の無実が証明されるものと期待した。裁判で石松は「自分はやっていない」と、潔白を主張しつづけた。しかし一九一四年（大3）四月十五日、名古屋地裁は石松に主犯として死刑、海田、北河に従犯として無期懲役の刑を宣告した。

海田、北河は服役したが石松は一人だけ控訴し、同年七月三十一日、名古屋控訴院は死刑を減じて無期とした。石松はさらに上告するが、大審院は同年十一月三日、上告棄却を言い渡した。こうしてあくまでも無実を主張しつづけた石松の無期懲役が確定したのである。泣いても笑っても、石松は服役しなければならなかった。

無実の自分がなぜ獄につながれ、赤い囚衣をまとい、労役に服さねばならないのか。石松は労役一切を拒否して、懲罰を受けること五十三回にのぼった。監獄はじまって以来の“不労囚”の烙印がおされた。

石松はやがて名古屋監獄から東京の小菅監獄に送られたが、そこでも毎日のように無実だと泣き叫び、看守を手こずらせた。無実の罪がいかにつらい、耐えられないことか。それが石松の絶望的な行動に十二分にあらわれている。看守が観察した「視察表」には、石松の動静が細かく報告されている。

「右受刑者は入監以来犯罪を否認し、昨夕も例の如く両手を合せ、冤罪で赤き衣服を着用せしめらるる情なし、何卒再審の手續をして下さいと、如何に制するも肯せず、果ては横臥して泣き伏すの情況にて、万一、縊死（いし）の惧（おそれ）なきを保せず候に付、戒具使用成度候、此段及上申候也」（大正三年十二月一日）

石松が自分は無実なので赤い獄衣を着る必要もないと、作業も拒否して再審を懇願している様子がうかがわれる。こういう状態で、本人が自殺する恐れがあるために戒具がはめられた。戒具とは、鎮静衣、防声具、手錠、連鎖、捕縄などであり、自殺防止用具である。皮手錠に足の鎖、サルグツワをかまされて、戒具は四十一日間も継続された。

しかし、石松の無実の叫びはいつこうに衰えなかった。一九一六年（大5）一月二十日の「視察表」にはこう書かれている。

「本受刑者は入監以来、既に一年有三月を経過せり。然るに今尚犯罪を否認し、各吏の懇篤なる説論を受くるも更に反省の念なく、機に触れ事に臨んで冤罪を

泣訴して止まざる者に有之、若し工場出業せしめんか、益々種々の情願をなし、他受刑者の謹慎勩励を阻害するものと視察侯条、尚引続き独居拘禁の紀律強要可然哉」

ある日、運動に出房の際、石松は「共犯者」の海田に偶然、出くわした。石松は猛然と飛び出して、海田の後頭部に食い付き、左眼上部を爪で引っかいたのである。自分殺人者だと供述した海田にたいする激しい怨みが一挙に噴き出したのだ。

このような度重なる反抗、懲罰の連続で、石松は監獄、教誨師（きょうかいし）から「反省悔悟の情が全くない」というレッテルが張られた。そして、ついに札つきの凶暴な不労囚として、一九一八年（大7）十一月末に厳寒の網走監獄へ送られたのである。

生きて再び帰れないという網走監獄だ。ここでも石松の「自分は囚人ではない」とする徹底した抵抗がつづけられた。看守はそんな石松に激しい拷問の懲罰を加えた。

「冬の寒い時には“雪責め”という懲らしめを受けた。“雪責め”というのは屋外の雪の中に囚人の身体をそのまま突込むことである。凍え死にそうになったことが何度かあった。あるときは両手両足を縛られて、天井から逆さに吊るされ、看守がムチで“びしっ”“びしっ”と叩く。いまや、絶命するかどうかというさかい日で、ストップをかけて許してくれる。本当に目から血の涙が出る思いだった。ある時は、寒中の水槽の中に投げ込まれた。あまりの寒さに、その時は失神した。」（後藤信夫『日本の岩窟王』）

前後のみさかいもなく、狂おしいばかりの雪冤の一念から行動すればするほど、いっそう激しい拷問と懲罰がくり返された。そして、この間にも時は容赦なく過ぎ去った。五年たち、十年たっても、石松の雪冤の執念はますます強くなりはずれ、いっこうに衰えなかった。労役を拒みつづけ、再審の訴えは獄中で何度もくり返された。

弁護士からも再審を断わられ、独力で裁判所や警察から記録をとり寄せた。が、石松は小学二年程度の学力で、ほとんど文盲に近かった。

一九二七年（昭2）末。獄中生活はすでに十五年。石松は四十八歳になった。ここで石をは発起した。再審の訴えをするためには最低限読み書きが必要だ。看守長に就学願を出した。四十八歳の手習いを始めたのである。雪冤の執念であった。

転機が訪れたのは一九三一年（昭6）のことである。石松は秋田刑務所に移されていたが、ここで大場正雄所長にめぐり合った。大場所長は深く同情して諭した。「今のところは作業に励んで、一日も早く出所して冤罪を晴らすことじや。」

この温かい言葉に感泣し、石松は以後、作業に精を出して、不労囚から一転して模範囚に変わった。身上調書からはもう懲罰という文字は消えた。代って「行状善良、性向良、改状有り」となった。

一九三五年（昭10）三月二十一日。獄中にいること二十一年七ヶ月で、石松は仮釈放の恩典に浴した。年齢はすでに五十七歳、頭には白髪が目立った。

石松は出所した足で秋田警察署にかけ込んだ。若い巡査に土下座して無実を訴え、五年前に仮出所している北河芳平や海田庄太郎の所在を捜してくれるように頼んだのである。

翌日、東京に帰った。すぐ、大審院に無実と再審の訴えに出かけ、司法記者会にも現われた。どの記者もはじめはよくある「裁判狂」かとり合わなかったが、服役中、無実を叫んで数えきれない懲罰を受けたという石松に、何人かの記者が訴えの真実性を感じて協力を約束した。彼らは海田、北河捜しに強力な援軍となった。石松は屑屋になって二人の所在を探し求めた。

翌四月、名古屋新聞・池田辰二記者の努力で、北河が神戸市立救護院灘分院に収容されていることを突きとめた。石松は勇躍、池田記者に伴われて北河に会った。

石松「俺はお前の居所を血眼になってさがしていたのだ」

芳平「申し訳ない」

石松「俺は二十二年間無実の罪で泣きつづけてきたのだ。俺の無罪を知っているのはお前と庄太の二人きりだ。なぜ俺を罪にまきこんだのだ」

芳平「申し訳ない。お前に罪はなかったのだ」

石松「……（無言）俺とお前は一面識もなかったはずだ」

芳平「全くその通りだ。取調べの際に係官に石松も一緒だったろうと言われ、俺はその時、ハハン、これは庄太の狂言だと察して、自分の罪を少しでも軽くするために、つい心にもなくお前を首謀者にしてしまったわけだ」

石松「俺は調書を今でも暗記している。庄太のでたらめにひっかかったのだな。おい芳平、俺の冤罪を認めてくれるんか」

芳平「すまん、すまん」

石松「じゃあ、あすにでも自首してでよ。そして事件の真相を明らかにしてくれ。俺は死んでも死にきれないのだ」

芳平「自首でもなんでもする。俺はここで立派にお前の無罪を証明するために筆で書く。どうか許してくれ」

石松を苦しみのどん底に突き落とした海田も、当時の都新聞（現、東京新聞）

の記者の努力で見つかった。一九三六年（昭 11）十二月十四日のことだ。

「石松と埼玉県北葛飾郡彦成村の海田の住居を訪ねたが、不在だった。しばらく待っていると海田は帰ってきたが、石松を見るや否や、車〔荷車〕を放り出して盲散に逃げ出した。石松はとんでいき、『やい、この庄太、俺のことを知っているか』と言った。海田は『何で忘れることができるか、あやまりに行きたかったが、行けばあんたに殴り殺されるかも知れんと思ひ、恐くて行けなかった。事件にまき込んで本当にすまなかった』と道端にへなへなと崩れるように四つんばいになって頭をさげた。」（立会った都新聞記者の証言）

これらの詫び状を新証拠に、石松は三回にわたって再審を請求した。しかし、海田は「詫び状は書いたが、石松に脅かされて、恐くて書いたものだ」と公判で主張。北河は「石松は犯罪に関係ない」と証言したが、名古屋控訴院は再審を棄却した。

一九四五年（昭 20）三月、東京大空襲があり、東京控訴院は焼失した。石松の無実の大切な証拠であった詫び状や覚え書きも、すべて灰となった。

石松の雪冤の悲願はさらに戦後に持ち越された。

吉田石松翁は戦後、疎開先の栃木県美田村に住みついたが、そこでも誰れかれにとなく冤罪を叫び続け、美田村村長の奔走で約六百人の村民が協力、東京法務局人権課に訴えて、一九五七年（昭 32）九月に第四回目の再審を請求した。だが、これも二年後に棄却された。

それでも吉田翁はくじけなかった。日本弁護士連合会人権擁護委員会に申し立て、日弁連は特別委員会を組織して全面支援に乗り出した。名古屋高裁第四部は第四回再審請求を慎重に審理した結果、ついには一九六一年（昭 36）四月十二日に再審開始を決定した。ところが、まだまだ再審の壁は厚かった。検察側が異議を申し立て、これを審理した名古屋高裁第五部は、一九六二年二月、検察側に軍配をあげ、再審開始決定を棄却したのである。弁護側は最高裁へ特別抗告した。

一方、再審制度のあまりの人間無視に、衆議院法務委員会は吉田翁を喚問して、再審制度小委員会を設けた。司法だけに再審をゆだねてはもはや解決の道はない、政治が再審の制度を変えようとしてきたのである。

特別抗告を受けた最高裁大法廷は最後に良識を示した。名古屋高裁第五部の棄却を破棄したのである。こうして二転三転の末、名古屋高裁第四部でやっと再審公判が開かれることになった。幸いなこと完審公判前に、約半世紀も名古屋高検倉庫に眠っていた確定記録の一部が発見された。吉田翁の証言や記憶の正確さが、この確定記録によって証明されたのである。

一九六三年（昭 38）二月二十八日。事件発生以来じつに半世紀。名古屋高裁

の小林登一裁判長は無罪の歴史的な判決を下した。この日は奇しくも、エドモン・ダンテスが牢獄を脱出して自由になったという日とぴったり一致した。日本の「巖窟王」吉田石松翁の無罪判決にふさわしい日であった。

小林裁判長は、吉田翁の雪冤の超人的な執念を「行動証拠」として高く評価した。

「世には真犯人でありながら、無実を叫ぶ者も決して少なくない。しかし、そのような者は刑が確定すれば、いつの間にか口を閉じてしまうものである。被告人のように、全生涯、全生命をかけて、半世紀の長きにわたって不断に冤罪を叫んでやまなかった者は絶無であるといつてあえて過言でない」

そして、日本の裁判史上はじめて被告にたいして裁判長が陳謝したのである。国や裁判が誤ったとしたならば、それによって償いきれない被害をこうむった被告にたいする謝罪は当たり前前のことであろう。が、冤罪事件や再審で、裁判長がこんなに率直に謝罪し、被告に敬意と愛情を示したことはかつてなかった。残念ながら、その後もあまりない。

小林裁判長は判決の最後の一息つき、吉田翁に慈愛をこめて話しかけた。

「ちなみに当裁判所は被告人、否、ここでは被告人と言うに忍びず吉田翁と呼ぼう。吾々の先輩が翁に対して冒した過誤をひたすら陳謝すると共に、実に半世紀の久しきにわたり、よくあらゆる迫害に堪え、自己の無実を叫び続けてきたその崇高なる態度、その不撓不屈（ふとうふくつ）のまさに驚嘆すべき類なき精神力、生命力に対し深甚なる敬意を表し、かつ翁の余生に幸多からんことを祈念する次第である」

裁かれる側の市民として、この小林裁判長の言葉はさわやかに響く。ごく当たり前前のこととはいえ、血のかよった裁きと言えるだろう。

わが国の再審制度は、証拠の新規性と明白性を二本柱にしている。その後はすこし変わったが、当時はまったく新しい証拠で、しかも原判決の誤りが一目でただせるような明白な証拠でなければ再審の門は開かないという、きわめてきびしい条件がつけられていた。裁判所は再審請求者を乱訴のあがき、裁判の権威に挑戦する者として警戒し、敵視さえしたのである。再審を訴えられても、よほどのことがないと、原判決の正当性を認めて再審の門を開こうとしない。再審の門を開くことによって、裁判の権威が失われることを必要以上に恐れていた。

こうして、再審の門は針の穴にラクダを通らせるほどむずかしく、真犯人が出た場合でさえ、吉田翁の事件のように認めないケースが多かった。実際は「開かずの門」だったのである。

それだけに、小林裁判長の勇氣ある判決にたいしては、裁判所内部からは逆に非難の声が上がった。「スタンドプレーだ」「裁判の威信を傷つけるものだ」

という批判が根強く、これをきっかけに再審の門はゆるむかと思われたが、逆にきびしくなったのである。

吉田翁は八十四歳になっていた。待ち望んだ無罪判決に、それまでの執念と緊張の糸が切れたのか、それから一カ月後に倒れ、さら九カ月後、半生を雪冤に賭けた人生を閉じた。

吉田翁の戦いは世界の人権史上にも例のないケースである。しかし、それは逆にいえば、わが国の再審制度、冤罪を救済する制度がいかにも無情な死んだ制度であるかの証明でもあった。

一九七五年（昭 50）五月、最高裁第一小法廷は白鳥事件の特別抗告申立てを棄却したが、その決定のなかで、それまでの再審のきびしい枠を広げる判断を示した。これ以前には、強盗殺人、放火などの重大事件で再審になったケースはほとんどない。吉田石松事件以外では、朝鮮で起きた放火事件として知られる金森事件がある。「行動証拠」という面では、金森の雪冤の行動もすさまじい。

金森事件は一九四一年（昭 16）十月二日、朝鮮釜山府通称牧之島の前岡製鋼会社（本社・大阪市大正区）の子会社、朝鮮製鋼会社工場が放火され、全焼した事件である。この事件で、同工場と同じ敷地内にあった日本帆布合名会社釜山帆布工場の職工監督だった金森健士（当時四二歳）が放火の犯人として起訴され、懲役十五年の判決を受けた。

金森は警察に逮捕され、後ろ手に縛られて天井に吊り上げられ、棍棒で体をメチャメチャに殴られるなど激しい拷問を受けた。それでも、身に覚えがないとして犯行を否認したが、拘束されていた他の者が釈放され、金森一人になってしまい、なお厳しい追及を受けるのではないかとの恐怖心から、留置されてから五十九日目に「放火した」とウソの自白を行ったのであった。

金森は大邸、京城、大田、釜山各刑務所を転々とし、敗戦後は福岡、熊本刑務所に移監され、一九四七年（昭 22）十一月に熊本刑務所を仮出所した。

出所して、金森はひとまず大阪の妻のところへ引き上げたが、翌日から仕事もせず、自分の無実を訴えて歩いた。妻のタツエは子供三人をかかえて途方にくれた。金森は近所の人はもちろん、警察や裁判所、市役所と所かまわず無実を訴え、そして、わずかの手がかりを求めて、福岡高検、最高検など関係者らに手紙をつぎつぎと書きまくった。新聞や各官庁の人名録などで事件当時の裁判所、警察の職員などを必死で捜して、手紙を書き、自分で出かけては情報を集めた。

金森事件を担当した岩田喜好弁護士は、その狂おしいばかりの雪冤の行動をこう説明している。

「出所してから後は住まいの近くの電柱や壁のあちこちに、私は無実であるにもかかわらず放火犯人にされてしまった、私は無実である、天命に誓って無実

であるという叫びのビラを約十年間も毎日のように近所に貼っているわけです。また、毎日、氏神様に参りまして、いわゆるお百度ですが、そのようなこともしたりして、無実を叫んでいました。家族の反対を押し切って、そのような人間の心からの叫びを至るところに貼りつけて、それでさらに最高検察庁、福岡の高等検察庁、あるいは法務局人権擁護部、あらゆるところに手紙を出し、あるいは訪問して無実を訴えております」

岩田弁護士が金森に会ったのは、一九五九年（昭 34）五月、大阪市城東区の無料法律相談所であった。金森はフロシキ包みを持って現われ、「自分は罪を犯してないのに犯人にされた。何とか無念を晴らしたい」と一方的にしゃべり続けた。岩田弁護士は、話の一部に真実は認められるものの資料も何もないため、その日は帰ってもらった。

その後も金森は岩田弁護士を頼りながら、独白で調査を続けていた。ほとんどが法律に無知な手紙のために、役所は書面として取り上げなかったが、当時の釜山地方法院の松田伝治予審判事と連絡がとれ、金森にたいして有罪判決があった後に、中国人の放火の真犯人が逮捕、起訴されていることがわかった。一九四三年（昭 18）十二月ごろ、干文柱という中国人が国防保安法違反で釜山憲兵隊に捕まり、一連の放火を自供したが、このなかに朝鮮製鋼の工場も含まれていたのである。

敗戦前後のどさくさで、松田判事も金森の冤罪を気かけながら連絡がとれなかった。松田判事や、干文柱を取調べた検事らの協力で、金森は一九六七年（昭 42）三月十五日、大阪地裁に再審を請求、三年後の一月二十八日に無罪が確定した。事件以来、じつに二十九年ぶりに金森は無実を晴らしたが、この時すでに七十一歳。約一年後に金森老は病没した。

これまでの再審事件をみると、当然もっと早く救済されるべきものが、制度が不備なため、何回訴えても足止めをくっているというケースがほとんどである。吉田市松掌件とほぼ同じ頃に起き、雪冤に六十二年もの歳月を要した加藤事件も忘れてはならない事件である。

吉田翁が、約半世紀にわたる冤罪を晴らした時、山口の山深い田舎でこの日を期して再審ノートを書き始めた一人の老人がいた。同じような境遇で、強盗殺人の汚名を受けて無期懲役に泣いた加藤新一老である。

吉田翁が厳寒の網走監獄で死の淵を生きのびたように、加藤老は囚人労働で有名な三池監獄で大正、昭和の初めを耐え抜いた。

吉田翁の事件は一九一三年（大 2）の発生だが、加藤事件はその二年後に起きた。一九一五年（大 4）七月十一日、山口県豊浦郡殿居村の炭焼小屋で太田嘉助が殺害された。犯人として馬車引きの岡崎太四郎（三四歳）が逮捕され、岡崎

の自供で加藤新一（二四歳）も描まった。

加藤事件は吉田石松事件と驚くほど似ている。両者とも犯行者のウソの自供で逮捕され拷問されたが、警察でも一貫して無実を主張、一度も自白していない。両者とも無期懲役になった。ただ吉田石松は監獄で作業を一切拒否して不労因のレットルが貼られたが、加藤新一には娘があり、一刻も早く出所して冤罪を晴らそうと模範囚として過した点が異なっている。

結局、加藤老は一九三〇年（昭 5）まで十五年間を獄中で過した。北海道と九州、網走監獄と三池監獄という、北と南の生き地獄の中で、二人は不屈の精神で頑張り抜いた。加藤老はその苦しい獄中で一九二五年ごろ、司法省からきた正木亮巡閲官に請願していたが、却下されている。

戦後になって、山口地方法務局下関支局や山口市役所の法律相談所、弁護士などに、再三救済を求め続けた。しかし、吉田翁と違って決定的に不利だったことは、よき協力者に加藤老が恵まれなかったことである。孤立無援の戦いが続いた。

○第二回請求 一九六三年（昭 38）三月

○第三回請求 一九六五年（昭 40）六月

○第四回請求 一九七〇年（昭 45）五月

○第五回請求 一九七四年（昭 49）六月

一九七七年二月（昭 52）十六日、加藤老の再審は六回目にやっと厚い壁を破ったのである。この時加藤老は八十五歳。六十三年間の無実の訴えという、気の遠くなる歳月である。この歳月を耐えしのび、想像を絶する苦しみの中で再審への火を燃やしてきた加藤老の胸中を、裁判にたずさわる人間は虚心にふり返らなければならない。

一九七五年（昭 50）八月二十五日、私は山口県のほぼ中央に位置する豊浦郡豊田町一ノ俣にある加藤新一老の自宅を訪ねた。わらぶきの小さな家が村の集落から一つだけポツンと離れて山裾に立っている。付近の喪家にはスマートなアルミサッシの窓枠にクーラーを備えた家も見えたが、そこだけは時間が停止しているかのように、明治や大正の貧しい農家そのままのたたずまい。母屋から四、五メートル離れた山際には、穴を掘っただけの粗末なトタンでおおった便所があった。土間の日陰には、加藤老の娘さん、といっても六十歳を越えたキクヨさんが飼っているネコが数匹いた。

戦前も戦後も連綿と変わる事のない村の人間関係の中で、一人だけ切り離され、差別され、貧苦の生活を送ってきた、加藤老の孤独な戦いがそこに表われていた。吉田翁の再審には地域の人たち約六百人が支援したが、加藤老はまったく孤立無援の中で戦ってきた。

加藤老はそこにいなかった。夏がくると毎年暑さ負けして、五キロほど離れ

た豊田中央病院に入院する。かれこれ一ヶ月以上も前から入院していたのだ。加藤老はその時すでに八十歳だった。

「田舎の人はやはり、田舎の気分というものがありますから。帰って四十数年になりますかね。田舎者というよりも、むしろ前科者として終始扱われておる。とにかく、いっぺん刑務所に行った奴はどんなうまいことを言ったって、信用せんというか。現在だって、そんな雰囲気は依然として残っていますね」

「だいたい、人間なんぼうまで生きてますか。働きざかりの二十何歳から四十歳近くまで監獄にぶち込まれて、出てみれば家庭はメチャメチャ。これを立て直そうと思えば本気でやらにやれませんよ。いかに真面目にやろうと思っても、それだけでも出て来た人には重荷です。刑務所に行った者は頭が上がりませんよ。無罪になって、いくばくかの金をもらっても、働きざかりを働かずにいて、その損害というものは金で償われませんよ」

「これ〔娘のキクヨさんのこと〕なんか、第一の犠牲者です。一回結婚して、やはりそれがわざわいして別れたんですから。もうあますところ、いくらありませんが、往生際に親子がニッコリ笑って死ぬるようにならにやいかんと思っただけ。そこを一番重くみておりますね。広くいいますればね、私の先祖、親族はみんな私のためにいい影響をもたらしておらんと思うんです。これを無罪で若干の金をもらったところでね」

「往生際に親子がにっこりと笑って死ぬるようにならにやいかんと思っただけ。そこを一番重くみております」—この加藤老の言葉は、六十数年に及ぶ雪冤の生涯を思う時、千鈞の重みを持つ。このごく人間的な感情の発露こそが、加藤老にはかけがえのない、最後の望みなのである。それまでの人生が、いかに当品の感情や気持を押しつぶされて生きねばならなかったか。加藤老の茨の道の証明でもある。そこに再審や冤罪の悲劇が平明に語られているだけによけいに痛切に響いてくる。

加藤老は一九八〇年（昭 55）夏、八十八歳の生涯を閉じた。その最後の一瞬は言葉通りニッコリ笑えたかどうか。再審、無罪の望みはやっとかなえられたにしても、失われたものはあまりに大きい。裁く者は、その加藤老の働笑に謙虚に耳を傾けなければ、いつまでたっても冤罪はなくなるならない。

死刑囚に初めて再審事件の門が開いた免田事件のやり直し公判は、一九八一年（昭 56）五月十五日から熊本地裁八代支部で誓った。無実を訴えて約三十三年もの間、死刑確定囚としての生活に耐えてきた免田栄さんはすで五十六歳。無実の罪で人生の大半を獄中で過したわけだ。免田さんが長い絶望的なトンネルを抜けて、やっと無罪を獲得しても、失われた人生の時間はもう二度と帰らない。

冤罪の悲劇、とり返しのつかない恐ろしさはそこにある。免田事件と並んで、

同じく死刑確定囚の財田川事件も、高松地裁で再審公判が開かれている。

これ以外にも、死刑確定囚が無実を訴えた再審事件では、松山事件が再審開始決定後、検察側が即時抗告をしている。また、島田事件、帝銀事件、名張毒ぶどう酒事件、袴田事件なども続々再審請求しており、目白押しに並んでいる。

すでに弘前大教授夫人殺し事件、米谷事件など、再審開始、無罪判決の下った事件があり、再審の門が狭いながらも以前よりいくらか開かれ始めたことは間違いない。これは一九七五年（昭 50）五月の白鳥事件の再審特別抗告事件にたいする最高裁の決定で、再審の判断にも“疑わしきは被告人の利益に”の原則を適用することになり、これまで再審の厚い壁となっていた「証拠の新規性と明白性」も、すこし幅をもって解釈が可能となった。狭い門といわれた再審の門がわずかに広くなったのである。再審請求者や冤罪に泣く者にやっと光りがさしてきた。

しかし、それまでの再審がいかに至難の道であったか。どんなに明白な証拠があっても、いったん裁判で有罪が確定すると、絶対に再審の門は開かれなかったといっても過言ではなかった。再審請求者たちは、その無情の法の壁の前に絶望的に立ちつくした。

裁判の威信や権威が、無実な泣く者を救済せず、放っておいて、保てるはずがない。裁判の誤りを勇気をもってただしてこそ、裁判への信頼が回復し、威信は高められるのである。

財田川事件では、死刑確定囚の谷口繁義からきた無実を訴える便せん一枚の手紙が、高松地裁丸亀支部の、ある判事の机の中に五年間も眠っていた。これを偶然知った矢野伊吉裁判長が再審請求とみなし、本人にその意思を問い合わせたのが発端で、再審開始へとつながった。

再審は「開かずの門」といわれるが、それは再審制度が厳しすぎるためばかりではない。これを運用する裁判官の側にも大きな問題がある。先輩や同僚の確定判決の誤りをとりあげたくないという、仲間をかばいあう意識、無実の人完刑にしても、そのほうには目をつぶって、裁判の誤りを表面化させたくないという腐敗した保身主義・独善意識が、再審制度を開かずの門にしてきたのではないのか。

吉田翁や金森老の半世紀にもわたる苦闘と超人的な努力と執念は、反面で再審制度がいかに血のかよっていない制度かを何よりもよく証明している。人が人を裁く裁判制度、法の権威という名の下に、無実の人がいかに苦しめられてきたか。冤罪こそは絶対に許せない犯罪なのである。

(つづく) <禁転載>◎